

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 50 件

厚生年金関係 50 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は31万円及び申立期間②は30万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ31万円、30万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は8万4,000円及び申立期間②は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ8万4,000円、10万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は7万4,000円及び申立期間②は9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ7万4,000円、9万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は23万円及び申立期間②は22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ23万円、22万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は35万8,000円及び申立期間②は35万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ35万8,000円、35万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は29万7,000円及び申立期間②は29万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ29万7,000円、29万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は27万1,000円及び申立期間②は25万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ27万1,000円、25万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は22万円及び申立期間②は21万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ22万円、21万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は8万4,000円及び申立期間②は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ8万4,000円、10万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は8万4,000円及び申立期間②は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ8万4,000円、10万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は23万8,000円及び申立期間②は23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ23万8,000円、23万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は23万7,000円及び申立期間②は23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ23万7,000円、23万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は23万円及び申立期間②は22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ23万円、22万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は20万9,000円及び申立期間②は21万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ20万9,000円、21万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は8万5,000円及び申立期間②は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ8万5,000円、10万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は28万2,000円及び申立期間②は30万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ28万2,000円、30万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は26万4,000円及び申立期間②は26万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ26万4,000円、26万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は30万8,000円及び申立期間②は30万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ30万8,000円、30万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は24万2,000円及び申立期間②は22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ24万2,000円、22万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は30万9,000円及び申立期間②は28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ30万9,000円、28万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は31万7,000円及び申立期間②は31万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ31万7,000円、31万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は23万6,000円及び申立期間②は23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ23万6,000円、23万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は21万4,000円及び申立期間②は21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ21万4,000円、21万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は22万8,000円及び申立期間②は22万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ22万8,000円、22万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は26万2,000円及び申立期間②は27万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ26万2,000円、27万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は22万2,000円及び申立期間②は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ22万2,000円、22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は26万9,000円及び申立期間②は26万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ26万9,000円、26万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は25万1,000円及び申立期間②は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ25万1,000円、25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は2万7,000円及び申立期間②は4万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申

立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とされていることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額は、前述の賞与明細一覧表から確認できる厚生年金保険料額から2万7,000円とし、申立期間②の標準賞与額は、当該一覧表から確認できる賞与額から4万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は19万9,000円及び申立期間②は19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ19万9,000円、19万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は32万4,000円及び申立期間②は33万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ32万4,000円、33万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は22万円及び申立期間②は21万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ22万円、21万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は20万8,000円及び申立期間②は20万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ20万8,000円、20万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①及び②は22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ22万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は28万円及び申立期間②は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ28万円、27万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は26万3,000円及び申立期間②は26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ26万3,000円、26万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は2万7,000円及び申立期間②は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ2万7,000円、6万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は23万2,000円及び申立期間②は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ23万2,000円、23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は28万6,000円及び申立期間②は28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ28万6,000円、28万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は10万2,000円及び申立期間②は20万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ10万2,000円、20万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は23万8,000円及び申立期間②は22万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ23万8,000円、22万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は34万円及び申立期間②は32万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ34万円、32万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間は20万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

申立期間の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年12月23日作成分）では、申立期間について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（20万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間は29万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分）では、申立期間について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（29万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は22万5,000円及び申立期間②は22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ22万5,000円、22万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は20万7,000円及び申立期間②は21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ20万7,000円、21万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は21万6,000円及び申立期間②は21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ21万6,000円、21万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は29万6,000円及び申立期間②は29万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ29万6,000円、29万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は22万4,000円及び申立期間②は22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ22万4,000円、22万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は23万6,000円及び申立期間②は26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ23万6,000円、26万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 鹿児島厚生年金 事案 745

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 15 日

申立期間の賞与については、私がB社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成 19 年 2 月 20 日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成 15 年 12 月 23 日作成分）では、申立人が申立期間において当該事業所から賞与 21 万 1,500 円の支払いを受けているものの、当該賞与に基づく厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所では当時、事務処理の誤りによって、前述の賞与から厚生年金保険料を控除していなかったとした上で、申立事業所が保管している給与明細一覧表（平成 23 年 2 月 22 日作成分）、及び申立人に係る平成 22 年 4 月分（支給日は平成 22 年 4 月 28 日）、同年 5 月分（平成 22 年 5 月 28 日）及び同年 6 月分（平成 22 年 6 月 28 日）の給与明細書（控）のとおり、本来、申立人の賞与から申立期間当時に控除すべきであったとする厚生年金保険料の相当額を、22 年 4 月から同年 6 月までにかけて、毎月の給与から分割して控除した旨回答している。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立期間当時、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、仮に後日、事業主から厚生年金保険料を徴収されていても、当時の賞与から保険料が控除されていないことから、特例法によるあっせんの対象には当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 746

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 15 日

申立期間の賞与については、私がB社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成 19 年 2 月 20 日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成 15 年 12 月 23 日作成分）では、申立人が申立期間において当該事業所から賞与 5 万 2,700 円の支払いを受けているものの、当該賞与に基づく厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所では当時、事務処理の誤りによって、前述の賞与から厚生年金保険料を控除していなかったとした上で、申立事業所が保管している給与明細一覧表（平成 23 年 2 月 22 日作成分）、及び申立人に係る平成 22 年 4 月分（支給日は平成 22 年 4 月 28 日）の給与明細書（控）のとおり、本来、申立人の賞与から申立期間当時に控除すべきであったとする厚生年金保険料の相当額を、22 年 4 月になって給与から控除した旨回答している。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立期間当時、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、仮に後日、事業主から厚生年金保険料を徴収されていても、当時の賞与から保険料が控除されていないことから、特例法によるあっせんの対象には当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 747

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 15 日

申立期間の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成 19 年 2 月 20 日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成 15 年 12 月 23 日作成分）では、申立人が申立期間において当該事業所から賞与 22 万 2,700 円の支払いを受けているものの、当該賞与に基づく厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所では当時、事務処理の誤りによって、前述の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 748

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 15 日

申立期間の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成 19 年 2 月 20 日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成 15 年 12 月 23 日作成分）では、申立人が申立期間において当該事業所から賞与 20 万 9,300 円の支払いを受けているものの、当該賞与に基づく厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所では当時、事務処理の誤りによって、前述の賞与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。